

教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた 協力者会議における審議状況の概要

1. 「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」について

(1) 設置趣旨等

教員の資質能力の向上については、中央教育審議会が平成24年8月に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）が取りまとめられ、教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」を確立することなどを内容とする教員免許制度の将来の改革の方向性などが示された。

また、当面の改善方策として、教育委員会・学校と大学の連携・協働による取組を中心に、教職大学院の発展・拡充や専修免許状の在り方の見直しなどについて段階的に取組を進めることを提言している。この答申を踏まえた改革を推進するため、昨年9月に協力者会議を設置し、専門的見地からの検討を行っている。

(2) 主な審議事項 ※各WGにおいて審議を進めている主な内容については別紙1参照。

① 修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ

- 1) 教職大学院の教育課程の見直し
- 2) 教職大学院の教員組織の見直し（別紙2）
- 3) 国立の教員養成系修士課程の改善（別紙3）

② 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ

- 1) 専修免許状の取得における実践的科目の必修化
- 2) 教職課程に関する情報公開の在り方
- 3) 教員養成課程のグローバル化対応

2. これまでの審議状況

(1) 審議経過

- 平成24年8月28日に中央教育審議会にて答申。
- 9月26日に教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議を開催。その後、以下のとおり2つのWGにわけて議論。
 - ・ 教職課程の質の保証等に関するWG（9/26, 10/30, 11/20, 12/12）
 - ・ 修士レベルの教員養成課程の改善に関するWG（10/24, 11/9, 11/26, 12/17）
- 10月29日、11月27日の中央教育審議会大学分科会においても審議。

3. 今後のスケジュール

現在、各WGで審議中であり、今後、協力者会議として議論をとりまとめ、中央教育審議会において審議いただく予定。

各WGにおいて審議を進めている主な内容

① 修士レベルの教員養成課程の改善に関するワーキンググループ

- 今後の教職大学院の発展・拡充に当たっては、管理職養成や新たな学びに対応した教科指導力の育成、特別支援教育など、高度専門職の教員として育成すべき課題を機能に加えることとする。これにより、今後の教職大学院は、教員養成の分野における高度専門職養成のモデル的役割を維持しつつ、教職の高度化に向けた多様な養成機能の中核的な役割を果たすものへの転換を、各大学院の特色にあわせて進めるものとする。
- 教職大学院制度が創設された背景を踏まえると、教職大学院のすべての教員に対して高度専門職業人養成の目的意識が共有される必要があり、まずは当面の課題として、いわゆる研究者教員も含めた教職大学院の教員の在り方という観点から、実務家教員について検討する必要がある。
- 教職大学院に教科に関するコース等を設けること、専修免許状の取得における実践的科目の必修化することが検討がされるなど、教職大学院と教員養成系の研究科のすみ分けが難しくなるなかで、教育学研究科が今後どのような方向を目指すべきか、その在り方について検討する必要がある。
- 中学校免許10教科ごとに必要な教員数が定められている現行の教員配置基準について、教員養成機能の充実・強化のための組織の見直しに対応できるよう、より柔軟かつ実態に合わせたものに見直す必要がある。

② 教職課程の質の保証等に関するワーキンググループ

- 今後の修士レベルの教員養成の質の改善に向けて、専修免許状について、学問的な深い知識・理解に基づく教職や教科に関する専門性を保証するとともに、それを実際の授業の場面や生徒指導等で活用し、課題に適切に対応できる力や新たな学びを展開できる実践的な指導力も含めて保証するものとする必要がある。
- 専修免許状がこのような実践的な指導力を保証するものとするため、学校における活動など理論と実践の架橋を重視した実践的科目を、専修免許状取得に必要な24単位の中に位置づけて必修化することが考えられる。
- 教職課程に関する情報公開の在り方については、教員の養成に係る教育の質の向上や社会に対する説明責任を果たすため、課程認定を受けている全ての大学は、当該大学における教員養成に係る状況について情報を公表する必要がある。
そのため、すべての課程認定大学に対して情報の公表を義務付けるとともに、具体的な内容も定めることが必要である。

教職大学院における実務家教員について(案)

(1) 中教審答申（平成24年8月）での記述

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

①教職大学院の拡充

- 指導に当たる教員については、実践的指導力の育成に寄与できるかの観点から評価をし、学生が、新たな学びを展開できる実践的指導力などを身に付けることができる教員組織体制の構築を図る。さらに、実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとともに、現在4割以上とされている、必要専任教員数全体に対する割合の見直しを検討する。

(2) 関係法令の抜粋

○専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に参入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

○専門職大学院に関し必要な事項を定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同課程を編成する専攻を置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者とする。

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（略）

- 5 教職大学院に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね四割」と読み替えるものとする。
- 6 教職大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

※参考 教職大学院における実務家教員の割合を「おおむね4割」以上とする理由について

（平成18年7月中教審答申抜粋）

教職大学院についても、I. 4. で指摘したような現行の教員養成システムの課題を踏まえ、学校教育に関する理論と実務の融合を図るためには、専任教員のうちの相当割合の者については、教諭等としての実務経験を有する実務家教員とすることが重要である。

特に、教職大学院については、一般的に学部段階において教員としての基礎的・基本的な資質能力が養成されるという我が国の教員養成システムを前提に、より実践的な内容を教授する必要があることから、実務経験を有する者の役割がより重要となる。このため、教職大学院においては、必要専任教員に占める実務家教員の比率をおおむね4割以上とすることが適当である。

（3）現行基準の算出方法

（必要教員数：収容定員が166名未満の場合）

学校教育専攻の研究指導教員数	5 × 1.5 =	7名	（小数点以下切り捨て）
同 研究指導補助教員数		4名	

計		11名	
---	--	-----	--

（実務家教員）

11名 × 0.4 = 5名（小数点以下切り上げ）

うち、3分の2（3名）は、みなし専任教員で可能

（4）検討事項

①基本的な考え方

- 大学における教職課程とは、小学校等での学校教育を担う教員を養成する課程であり、教職課程において学生の指導にあたる大学の教員には、学校現場の現状や実践について深い理解が求められる。

しかしながら、現行の教職課程については、大学の教員の研究領域の専門性に偏した授業が多く学校現場が抱える問題に必ずしも十分対応していないこと、教

職経験者が授業に当たっている例も少ないなど実践的指導力の育成が必ずしも十分でないことが、特に修士課程において指摘されてきた。

このような課題意識のもとに、高度専門職業人養成の役割を大学の教職課程で十分に果たすため、教職大学院制度が創設されており、教職大学院では、教員の養成を目的とする課程としての意識を共有した指導教員が確保されることが期待されている。

- 教職大学院制度が創設された背景を踏まえると、教職大学院のすべての教員に対して高度専門職業人養成の目的意識が共有される必要があり、まずは当面の課題として、いわゆる研究者教員も含めた教職大学院の教員の在り方という観点から、実務家教員について検討する必要がある。
- 教職大学院は、理論と実践を架橋した指導方法・内容を特長とするカリキュラムを持つことから、学校現場との連携のもと教育活動が行われるものであり、実務家教員、研究者教員という区分の議論をする前に、すべての教員において学校現場についての深い理解が求められる。よって、中長期的な目標としてはすべての教員が実務の経験を持つことが望ましいのではないかと。

②検討事項

- 上記のことを踏まえると、検討すべき論点として以下のようなものが考えられる。
 - ・ 教職大学院の教員に求められる経験、能力はどのようなものか。
 - ・ 実務家教員に期待される役割とはどのようなものか。
 - ・ いわゆる研究者教員の実務経験についてどう考えるか。
 - ・ 現行の実務家教員の割合（専任教員のおおむね4割）は適切か。
 - ・ 中長期的目標として、すべての教員が実務の経験を持つことが望ましいと考えることでよいか。またその場合、具体的にどのように達成していくべきか。

国立の教員養成系修士課程における論点について（案）

1. 教員養成系修士課程等設置の経緯

- ・ 昭和41年 東京学芸大学に初の修士課程を設置
- ・ 昭和53年～昭和56年
兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学を設置
(大学院における現職教員研修を主たる目的とした新構想の大学（新教育大学）として発足)
- ・ 平成8年 高知大学に修士課程設置
(全国すべての教員養成学部の上に修士課程設置)
- ・ 平成20年 教職大学院制度の発足

博士課程は3大学に設置されている

2. 基本とする機能・役割

- 対象となる大学院：国立44大学44研究科
- | | |
|----------|---------------|
| 【入学定員】 | 3,265名 |
| 【教員就職状況】 | 約81%（21年度修了生） |
| 【定員充足率】 | 約89%（23年度入学者） |

- (参考) 教職大学院：国立19大学
- | | |
|----------|-----------------|
| 【入学定員】 | 645名 |
| 【教員就職状況】 | 91.7%（23年3月修了生） |
| 【定員充足率】 | 99.8%（24年度入学者） |

※ 修了生は、正規採用と臨時的任用の合計（現職教員を除く）

研究科の基本的な構成

【学校教育に関する専攻】

教育学や教育実践学などに関連する分野の研究指導等を通じて研究者や新人教員の養成と現職教員の再教育を行う。

【教科教育に関する専攻】

中学校の免許教科（10教科）に対応した教科ごと※に教科内容や教科教育法の研究指導等を通じて研究者や新人教員の養成と現職教員の再教育を行う。

※ 各教科ごとの専攻から、多くの大学では専攻の大括り化が図られている。

教員養成における修士課程の役割については、教育職員養成審議会第2次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について：現職教員の再教育の推進」（平成10年10月29日）において、現職教員の資質能力の向上を図るため、修士課程を積極的に活用した教員養成を行うことが提言された。教員養成を担う修士課程にお

いては、研究者の養成とあわせて、現職教員の再教育の観点から高度専門職業人養成としての役割が加えられ、教育内容・方法の充実等の改善が図られたところである。

しかし、その後の中教審答申では、高度専門職業人養成としての役割を十分果たしていないとの課題も指摘されている。

※参考 教育学研究科の目的の一例

・研究科の目的

〇〇大学大学院教育学研究科は、教育改革の一環としての大学の活性化と専門職としての教員の養成、特に現職教員等の再教育という社会の要請に応えることを踏まえて、教員養成を主たる目的とする学部を中核とし、その基礎に立って、教育に係わる学問・芸術の諸問題について高度な見識と実践力を持ち、教育の今日的諸問題の解決に寄与するとともに、21世紀を担うこどもたちの育成に貢献できる、専門的力量を備えた人材を養成することを目的とします。

3. これまでに中教審等で指摘された主な課題

今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について 平成13年11月22日（抄）

2 大学院の在り方

（略）

②教員養成学部の修士課程で授与する学位とその内容

○ 教員養成学部の修士課程では、学部にもまして教員養成学部として独自性のある教育研究に取り組むことが求められる。しかし、その実態をみると、例えば内容が明らかに理学や文学の修士論文と変わらないような論文等をもとに「修士（教育学）」を授与している例が見られる。

今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）平成18年7月11日中央教育審議会（抄）

2. 「教職大学院」制度の創設

－教職課程改善のモデルとしての教員養成教育－

① 「教職大学院」制度の必要性及び意義

（略）

○ 大学段階における教員養成についてはこれまで、昭和50年代以降、いわゆる新教育大学が現職教員の再教育に道筋を付け、既存大学にも同様の目的の修士課程が整備されたが、我が国の大学院制度が研究者養成と高度専門職業人養成との機能区分を曖昧にしてきたこともあり、また、実態面でも、高度専門職業人養成の役割を果たす教育の展開が不十分であったことから、教員養成分野でも、ともすれば個別分野の学問的知識・能力が過度に重視される一方、学校現場での実践力・応用力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっており、本来期待された機能を十分果たしていない。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）平成24年8月28日中央教育審議会（抄）

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(2)修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

②国立教員養成系の修士課程の見直し

○ こうした教職大学院制度の発展・拡充を図るに当たり、国立教員養成系大学・学部及びこれに基礎を置く教育学研究科については、学校現場で求められている質の高い教員の養成をその最も重要な使命としていることに鑑みれば、今後、教職大学院を主体とした組織体制へと移行していくことが求められる。

○ また、教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手となっていくことを踏まえ、国立教員養成系の修士課程について、今後どのような方向を目指すべきか、その在り方についての検討が必要と考えられる。

(略)

○ また、教員養成系の修士課程については、大学院設置基準において、教科等の専攻ごとに置くものとする教員の数が定められており、組織の柔軟な見直しや、他大学・学部との柔軟な連携、機能分担の支障になっているとの指摘もあることから、これを大括り化するなど、教員養成機能の充実・強化に資する教育研究体制の構築が可能となるよう見直しを行う。

4. 今後検討すべき修士課程の論点

上記答申で指摘された課題を踏まえると、検討すべき論点として以下のようなものが考えられる。

(1) 役割・機能について

・ **教職大学院の拡充に伴う修士課程の存在意義や役割**

① 今年8月の中教審答申では、国立教員養成系の修士課程は、学校現場で求められている質の高い教員の養成が最も重要な使命であることから、今後、教職大学院を主体とした組織体制に移行していくことが求められること、また教職大学院の拡充にあわせて、教育学研究科が今後どのような方向を目指すべきか、その在り方について検討が必要であるとされている。

② また、教職大学院に教科に関するコース等を設けること、専修免許状免許状の取得における実践的科目の必修化することが検討がされているなかで、今後、教職大学院と教員養成系の研究科のすみ分けが難しくなるのではないかと考えられる。

(2) 教員組織について

・ **教科教育に関する専攻の基準の在り方**

① 教科に関する教員養成系修士課程の教員配置については、大学院設置基準に関する文部科学省告示（平成11年9月14日文部省告示第175号）別表第1にしたがって、中学校免許教科に相当する10専攻について、それぞれ必要な教員数が定められている。

② 上記の平成18年中教審答申では、教員養成系修士課程において、学校現場での実践力など教職としての高度の専門性の育成がおろそかになっている一方、ともすれば個別分野の学問的知識・能力が過度に重視されているとの指摘があるが、これは各教科毎の専攻を教員配置の基準として定めていた現行の規定が要因の一つになっているのではないかと考えられる。

③ 今年8月の中教審答申では、組織の柔軟な見直しや、他大学・学部との柔軟な連携、機能分担の支障となっているとの指摘もあることから、教員養成機能

の充実・強化に資する教育研究体制の構築が可能となるよう、教員配置に関する規定を見直すよう提言されている。

- ④ 現状では、各大学は上記別表第1にしたがって教員を配置しているが、各教科毎の専攻を置いている大学は一部に限られ、10教科をまとめて教科教育専攻とするなど、いわゆる大括り化をしている大学が多数となる。
- ⑤ さらに10教科すべてを置かない、別表第1に定める区分に該当しないような独自の専攻を置くなどして、10教科すべて設置した場合（76名）より少ない数の教員を配置している大学も多い。
- ⑥ 一方、大学機関別認証評価においては、教科教育専攻において、「専攻」に準ずる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っていると指摘され、改善を求められている。
- ⑦ よって、現行の教科に係る専攻の教員配置基準について、教員養成機能の充実・強化のための組織の見直しに対応できるよう、より柔軟かつ実態に合わせたものに見直す必要がある。
- ⑧ なお、公立・私立大学については、現状では各教科の専攻を置く研究科は設置されていない。

※参考 教員養成系国立大学の現状

●各教科毎の専攻を置く大学

東京学芸大、愛知教育大、大阪教育大

●教科教育専攻を置く大学

北海道教育大、弘前大、岩手大、宮城教育大、秋田大、茨城大、宇都宮大、群馬大、千葉大、新潟大、上越教育大、福井大、山梨大、信州大、岐阜大、滋賀大、京都教育大、兵庫教育大、奈良教育大、和歌山大、岡山大、山口大、鳴門教育大、香川大、愛媛大、佐賀大、長崎大、熊本大、大分大、琉球大

●教科教育を含めた大学独自の専攻を置く大学

横浜国立大、金沢大、静岡大、三重大、島根大、広島大、高知大、福岡教育大、宮崎大、鹿児島大

教育学研究科及び教職大学院の必要教員数の現状

教員養成系修士課程の必要教員数については、大学院設置基準において、以下の(A)又は(B)で算定された教員数のいずれか大きい数が必要専任教員数となる。

(A) 教員養成系修士課程の**学校教育専攻**(特殊教育及び幼児教育の分野を除く)または**教科に係る専攻**の研究指導教員の1.5倍の数に、研究指導教員の3分の2の教員数(研究指導補助教員数)を加えた数。

① 学校教育専攻

	教育学研究科			教職大学院		
	研究指導教員	研究指導補助教員	合計	研究指導教員×1.5	研究指導補助教員	合計
学校教育専攻	5	4	9	7	4	11
学校教育専攻 (特殊教育または幼児教育を含む)	6	4	10	9	4	13
学校教育専攻 (特殊教育及び幼児教育を含む)	7	4	11	10	5	15

注1) 特殊教育又は幼児教育分野を含む場合(研究指導教員に1人を加算)

注2) 特殊教育及び幼児教育分野を含む場合(研究指導教員に2人を加算)

② 教科に係る専攻

	教育学研究科		
	研究指導教員	研究指導補助教員	合計
国語教育専攻	4	3	7
社会科教育専攻	6	6	12
数学教育専攻	4	3	7
理科教育専攻	6	6	12
音楽教育専攻	4	3	7
美術教育専攻	4	3	7
保健体育教育専攻	4	3	7
技術教育専攻	3	2	5
家政教育専攻	4	3	7
英語教育専攻	3	2	5
合計	42	34	76

(B) 収容定員に応じて算定される専任教員数

収容定員(入学定員×修業年限(2年))を、専任教員1人当たりの学生の収容定員(15人)で割った数。

・必要教員数の例

教育学研究科				教職大学院			
入学定員	収容定員	教員一人当たりの学生数	必要教員数	入学定員	収容定員	教員一人当たりの学生数	必要教員数
50	100	20	5	50	100	15	7
100	200	20	10	100	200	15	14
150	300	20	15	150	300	15	20
200	400	20	20	200	400	15	27